

第77回国民体育大会日光市競技会交通対策業務要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会輸送・交通基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における交通対策業務について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、所轄警察署、関係機関、関係団体等の協力を得て、交通対策業務を実施する。

3 実施期間

交通対策業務を実施する期間は、原則として競技会の期間中とする。ただし、必要に応じて実施期間を変更することができるものとする。

4 交通対策

(1) 交通規制

実行委員会は、選手、監督、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会補助員その他競技会関係者（以下「競技会参加者」という。）及び一般観覧者等の安全かつ円滑な輸送に努めるとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における道路の車両通行止め、一方通行等の交通規制を行う。

(2) 案内標識等の設置

実行委員会は、競技会参加者、一般観覧者等を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内標識等を設置する。

(3) 交通誘導

実行委員会は、安全かつ円滑な輸送のため、必要があると認める競技会場周辺道路の交差点等に所轄警察署の指導を得て、交通誘導員を配置し、適切な交通誘導を行い、混雑緩和と事故防止に努める。

(4) 路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

5 駐車場対策

(1) 駐車場の確保及び開設

実行委員会は、競技会参加者、一般観覧者等が利用する車両台数を勘案し、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場、練習会場等の周辺に必要な駐車場を確保する。この場合において、駐車場が遠隔地となるときは、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(2) 係員等の配置

実行委員会は、駐車場に係員等を配置し、適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(3) 駐車許可証の交付

実行委員会は、競技会参加者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

6 交通環境整備

(1) 自家用車自粛の啓発

実行委員会は、大会期間中の交通総量を抑制するため、競技会参加者、一般観覧者等に対して、自家用車での来場の自粛を働きかける。

(2) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損個所の補修等の必要な保全対策並びに大会期間中に交通渋滞が予想される道路及び競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等につ

いて、関係機関へ協力を求める。

(3) タクシー及びシャトルバスの乗降所等の設置

実行委員会は、必要に応じて競技会場にタクシー及びシャトルバスの乗降所及び待機所を設置する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、交通対策業務に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における交通対策業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。